別表第五の次に次の一表を加える。

別表第六（第百七十一条関係）

帳簿の種類	記載事項	記載上の注意
特定店頭商品デリバティブ取引日記帳	一　商品又は商品指数 二　取引の相手方 三　約定年月日 四　対価の額又は約定価格等 五　取引の種類 六　売付け又は買付けの別 七　数量（数量がない場合にあっては、数量に準ずるもの）	一　商品又は商品指数については、上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを記載すること。 二　取引の種類については、法第二条第十四項第一号から第三号までに掲げる取引の場合にあっては、次に掲げる事項を記載すること。 (1)　限月 (2)　新規又は決済の別 三　取引の種類については、法第二条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引の場合にあっては、次に掲げる事項を記載すること。 (1)　権利行使期間及び権利行使価格 (2)　プット又はコールの別 (3)　新規又は決済の別 (4)　権利行使又は被権利行使の別 (5)　オプションの行使により成立することとなる取引の内容 四　取引の種類については、法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合にあっては、取引期間及び決済の年月日を記載すること。
特定店頭商品デリバティブ取引受渡計算帳	一　商品 二　限月 三　取引の相手方 四　約定年月日 五　約定価格又は権利行使価格 六　受渡年月日 七　受渡数量（数量がない場合にあっては、数量に準ずるもの）	一　商品については、上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを記載すること。 二　受渡数量については、受渡しの別ごとに記載すること。

様式第1号を次のように改める。

様式第一号（第3条第2号　第4条第2号及び第3号　第28条第1項第4号　第29条第2号及び第3号　第60条第3号　第61条第1号ト及び第2号ニ　第62条第1号ト及び第2号ニ　第66条第11号　第70条第5号　第80条第1項第9号　第118条第2項第12号　第121条第2項第12号　第134条第1項第4号関係）

純資産額に関する調書

（単位：百万円）

貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額(A)	
貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額(B)	
負債の部から控除される金額(C)	
純資産額(D)＝(A)－(B)＋(C)	

（記載上の注意）

「負債の部から控除される金額」とは、第38条第1項第7号及び第8号に掲げるものの額の合計額を記載すること。

様式第1号から第十四号までを次のように改める。

様式第一号（第31条の4関係）

（表）

第　　号

商品先物取引法の規定による立入検査をする職員の身分証明書

職名及び氏名

年　月　日生

年　月　日発行

農林水産大臣又は
経済産業大臣　　印

写

真

押　出
スタンプ

（裏）

注　意　事　項

1．この証明書は、検査の際に必ず携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2．この証明書は、他人に貸与し、預け入れ、又は譲り渡してはならない。

3．この証明書を破損し、又は紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。

4．新たな証明書の交付を受けたとき、退職若しくは転職したとき、又は検査に従事しないこととなったときは、直ちにこの証明書を発行者に返還しなければならない。

5．官印のないもの及び写真に押出スタンプのないものは無効とする。

（備考）1．用紙の大きさは縦8cm×横12cmとする。